

千葉市公告第 6 5 8 号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度公用車 2 台一括売払い

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 引取期限

令和 8 年 1 1 月 2 5 日 (水)

(4) 保管及び引取場所

千葉市農政センター 千葉市若葉区野呂町 7 1 4 - 3 他 1 か所

※引取場所については、別紙「売払車両一覧」のとおり

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和 8 ・ 9 年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者

イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領 (昭和 6 0 年 8 月 1 日施行) に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) に違反している者

(3) 古物商許可を取得している者又は自動車リサイクルシステム法による引取業者登録が完了している者

3 車両の確認

実際の車両を確認したい場合は、下記期間に確認すること。なお、確認しない場合でも写真をもって車両を確認したものとする。

(1) 日時： 令和 8 年 9 月 1 日 (火) から令和 8 年 9 月 7 日 (月) まで

土日祝日を除く午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで (最終日は午前 1 1 時 3 0 分まで)

(2) 場所：千葉市農政センター 千葉市若葉区野呂町 7 1 4 - 3 他 1 か所

確認場所については、別紙「売払車両一覧」の引取場所のとおり

(3) 申込方法

車両の確認をする場合は、令和8年8月28日（金）正午までに、「4 契約事務担当課」宛てに電子メールで、事業者名、担当者名、参加人数、連絡先、希望日（第3希望まで記載のこと）を記入のうえ、申込みを行うこと。

4 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟1階

千葉市役所会計室

電話 043-245-5455

Email : kaikei.AU@city.chiba.lg.jp

5 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の配布

千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」（<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>）のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等

公告の日から令和8年9月14日（月）までに前記4の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。（各日とも午前9時から午後4時まで。ただし、最終日は正午まで。郵便の場合は締切日必着とする。）

6 入札説明書等の交付

前記5（1）同様、千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」（<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>）からダウンロードすること。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年10月1日（木）午後1時30分

※郵送による入札の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、「4 契約事務担当課」宛てとし、入札日前日の午後3時までに書留郵便にて必着のこと。

(2) 入札及び開札の場所

本庁L会議室301（千葉市役所高層棟3階）

(3) 入札方法

総価で行う。

(4) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、千葉市契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格の者をもって落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格を入札したものが、2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第 16 条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 詳細は、入札説明書による。